

生産行程管理業務規程

平成31年2月15日

1 作成者

住所（フリガナ）：(〒860-8528) 熊本県熊本市中央区南千反畑町3番1号

(クマモトケンクマモトシチュウオウクミナミセンダンバタマチ3-1)

名称（フリガナ）：熊本県経済農業協同組合連合会

(クマモトケンケイザイノウギョウキョウドウクミアイレンゴウカイ)

代表者（管理人）の氏名及び役職：代表理事会長 丁 道夫

ウェブサイトのアドレス：<http://www.jakk.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第12類 観賞用の植物類

区分に属する農林水産物等：切花（アリウム）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：くまもと踊る丹頂（クマモトオドルタンチョウ）

Kumamoto Odoru Tancho, Kumamoto Dancing Tancho

4 明細書の変更

熊本県経済農業協同組合連合会（以下「連合会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

連合会は、アリウムの生産者団体であるJAグループくまもとアリウム専門部会（以下「アリウム専門部会」という。）と協力して、法第2条第6項第1号の明細書に記載した生産地及び生産の方法を遵守するために必要な以下の手順を定め構成員である生産者に周知・徹底する。

(1) 生産者による生産地、品種及び栽培方法等の措置

「くまもと踊る丹頂」生産者は、明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守するため、アリウムの作付け前に生産地及び品種等を記載した「アリウム（くまもと踊る丹頂）作付計画」（以下「計画書」という。）を連合会に提出する。また、「くまもと踊る丹頂」の栽培及び出荷に係る遵守事項である「アリウム「丹頂」の栽培マニュアル」及び定められた出荷規格表を確認して生産・出荷したことを記した確認書に毎月チェックをおこない集荷期間終了後連合会に提出する。

(2) 連合会による措置

連合会は、アリウム専門部会と協力して、生産者が提出した計画書及び確認書を確認し、その内容により生産者に対して適宜必要な指導を行う。

また、出荷に当たっては連合会に所属するJAの職員による出荷規格遵守のための検品（共同集荷所）を実施する。また、これらの対応の結果必要に応じて、現地検討会及び査定会等を通じて生産者に指導等を行うことにより「くまもと踊る丹頂」の明細書適合性の確保を図る。

(3) 必要な措置の手順の妥当性を見直す機会

連合会は、上記（1）及び（2）の措置について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

連合会は、明細書記載の生産地、生産の方法に従った生産が行われていない場合、または「くまもと踊る丹頂」の特性の維持に必要な基準を満たしていないと疑われる場合には生産者には是正を指導する。なお、指導を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、連合会は当該生産者に対して「くまもと踊る丹頂」の名称の使用及び出荷を停止させる事ができる。

なお、上記の指導及び出荷停止の措置の実施にあたっては、アリウム専門部会と協議の上、行うこととする。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

5の措置に合わせ、法第2条第3項に規定する地理的表示である「くまもと踊る丹頂」及び法第4条に規定する登録標章（以下同じ。）の使用に係る以下の内容について周知する。

- (1) 明細書の生産地及び生産の方法に基づいて生産されたアリウムにのみ、地理的表示である「くまもと踊る丹頂」及び登録標章が使用可能であること。
- (2) 登録標章を使用する場合は、地理的表示である「くまもと踊る丹頂」と併せて使用すること。
- (3) 登録標章は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規定（平成27年農林水産省令第58号）に定められたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

連合会は、地理的表示である「くまもと踊る丹頂」及び登録標章の違反を確認した場合は、生産者に対して7(1)から(3)までの規定に基づき適正に表示するよう指導する。また、指導を受けたにもかかわらずこれに従わない場合は、連合会は当該生産者を除名することができる。なお、上記の指導及び除名の実施にあたっては、アリウム専門部会と協議の上、行うこととする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

連合会は、6及び8に関して「くまもと踊る丹頂」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、「特定農林水産物等審査要領」（平成31年1月31日付け30食産第4245号食料産業局長通知）の別紙報告書により速やかに農林水産大臣

に報告する。

なお、上記報告に当たってはアリウム専門部会と協議の上、共にこれを実施する。

10 資料の保存

連合会は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 5における「くまもと踊る丹頂」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる以下の資料
 - ・作付計画
 - ・確認書
- (2) 明細に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示及び登録標章が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び熊本県経済農業協同組合連合会が行った指導等に係る資料

11 連絡先

